6　第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7　第一項ただし書第一号に掲げる事項は、訂正後に記載される実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して登録を受けることができるものでなければならない。

8　第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判によりその無効にされた後は、この限りでない。

（訂正の無効の審判）

第四十条　願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2　第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（答弁書の提出等）

第四十条　審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2　審判長は、第四十一条において準用する特許法（平成二年法律第三十号）第一条の規定による改正後の特許法（平成二十三年改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第百三十条の二第二項の規定により請求書の補正を許可する手続補正書を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人にその補正を許可する機会を与えるときは、この限りでない。

3　審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4　審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

（訂正の請求）

第四十条の二　第三十七条第一項又は第四十八条の二十第二項の審判の被請求人は、前条第二項の規定により指定された期間内に、訂正の請求書に添付した明細書又は図面の訂正を目的とする訂正事項を目的とするものに限る。

一　実用新案登録請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

四　他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該請求項の記載を引用しないものとすること。

2　二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四項に掲げる事項ごとに訂正を請求する場合は、訂正前の請求項ごとにこれを請求しなければならない。

3　前項の場合において、当該請求項が一群の請求項であるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4　審判長は、第一項の訂正の請求書及び図面を受理したときは、これを当該請求人に送達しなければならない。

5　審判官は、第一項に掲げる事項を目的とする訂正の請求が第七十条第九項から第十項まで（第百三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないときは、審判官は、その請求の全部又は一部を審判の請求人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6　第一項の訂正の請求がされた場合において、その訂正が審判事件に係る特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるときは、審判官は、その請求を審判の請求人に送達しなければならない。

7　第一項の訂正の請求は、同一の特許請求の範囲に記載された発明ごとにされなければならない。

8　第一項の訂正の請求は、願書に添付した明細書又は図面の訂正が第二項の規定に違反しているときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

9　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

10　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

11　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

12　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

13　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

14　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

15　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

16　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

17　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

18　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

19　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

20　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

21　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

22　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

23　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

24　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

25　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

26　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

27　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

28　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

29　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

30　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

31　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

32　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

33　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

34　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

35　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

36　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

37　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

38　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

39　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

40　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

41　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

42　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

43　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

44　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

45　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

46　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

47　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

48　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

49　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。

50　第一項の訂正の請求は、審判の請求人が第二項の規定に違反していると認めるときは、その訂正の請求を審判の請求人に送達しなければならない。